

第1回

千葉市特別職報酬等審議会

参 考 資 料

平成29年12月27日

千 葉 市

目 次

	ページ
特別職の報酬等の改定状況	1
一般職の給与改定の状況	2
特別職と一般職の最高給与者との給与比較	3
政令指定都市における特別職の報酬等	4
政令指定都市における特別職の退職手当	7
千葉県及び県内主要市における特別職の報酬等	8
経済状況の推移	9
財政状況等	10
給与制度の総合的見直しについて	11
地域手当の支給地域一覧	14
特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（別表第1）	16
行政職給料表（抜粋）	17

特別職の報酬等の改定状況

	市長	前回からの 変動率	副市長	前回からの 変動率	一般職の 累積改定率
	給料		給料		
(前回改定) H27. 7. 1 現行	※ 1,300,000円	9.24 %	※ 1,050,000円	9.38 %	△ 0.37 %
(前々回改定) H18. 7. 1	1,190,000円	△ 4.80 %	960,000円	△ 4.95 %	△ 4.98 %
H8. 1. 1	1,250,000円	9.17 %	1,010,000円	9.78 %	6.16 %
H4. 4. 1	1,145,000円	3.53 %	920,000円	2.68 %	11.10 %
H3. 12. 1	1,106,000円	10.82 %	896,000円	10.89 %	
S64. 1. 1	998,000円	5.61 %	808,000円	5.62 %	6.20 %
S61. 1. 1	945,000円	9.38 %	765,000円	9.44 %	11.10 %
S57. 5. 1	864,000円	9.78 %	699,000円	9.73 %	11.00 %
S55. 4. 1	787,000円	15.74 %	637,000円	12.74 %	14.70 %
S52. 12. 1	680,000円		565,000円		

※ 廃止する地域手当の額に相当する額として平成26年度の支給水準（10％）を超えない範囲内の額を加算することにより改定

- (1) 市長：給料月額1,190,000円×累積改定率（△0.37％）＝1,185,597円（①）
 1,185,597円（①）×地域手当支給割合10％＝地域手当118,560円（②）
 1,185,597円（①）＋118,560円（②）＝1,304,157円
 →1,300,000円（1万円未満四捨五入）
- (2) 副市長：給料月額960,000円×累積改定率（△0.37％）＝956,448円（③）
 956,448円（③）×地域手当支給割合10％＝地域手当95,645円（④）
 956,448円（③）＋95,645円（④）＝1,052,093円
 →1,050,000円（1万円未満四捨五入）

一般職の給与改定の状況

	52年	53年	54年	55年	56年	57年 ※1	58年 ※1	59年 ※1	60年 ※7月実施	61年	62年	63年	元年	2年	3年
千葉市	6.74	3.69	3.60	4.50	5.01	見送り	2.03	3.37	5.21	2.30	1.47	2.27	3.01	3.66	3.59
国	6.92	3.84	3.70	4.61	5.23	見送り (4.58)	2.03 (6.47)	3.37 (6.44)	5.74	2.31	1.47	2.35	3.11	3.67	3.71
千葉県	6.79	2.95	3.57	4.46	5.03	見送り (4.50)	2.01 (6.44)	3.37 (6.40)	5.31	2.22	1.41	2.26	2.90	3.60	3.69

(一般職) 14.7% → 11.0% → 11.1% → 6.2% → 11.1% (平成4年改定時) 11.1%

(特別職) 13.3% → 9.8% → 9.4% → 6.5% → 19.3% (昭和55年改定時) (昭和57年改定時) (昭和61年改定時) (昭和64年改定時) (平成4年改定時) 19.3%

	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年 (課長級以上昇送)	12年 (給料表改定なし)	13年 (給料表改定なし)	14年 (給料表マイナスイラス改定)	15年 (給料表マイナスイラス改定)	16年 (給料表改定なし)	17年
千葉市	2.02	1.90	1.20	0.91	0.95	0.85	0.76	0.25	0.10	0.08	△ 1.79	△ 1.05	0.01	△ 0.43
国	2.87	1.92	1.18	0.90	0.95	1.02	0.76	0.28	0.12	0.08	△ 2.03	△ 1.07	0.01	△ 0.36
千葉県	2.75	1.90	1.16	0.87	0.95	1.02	0.70	0.25	0.09	0.07	△ 2.01	△ 1.07	0.01	-0.35

(一般職) 6.16% → 6.16% → 6.16% → 6.16% → 6.16% (平成18年改定時) △0.29%(△4.7%)※()内は給与構造改革の改定率

(特別職) 10.71% → 10.71% → 10.71% → 10.71% → 10.71% (平成8年改定時) (平成18年改定時) △4.98%

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
千葉市	-	-	-	△ 0.45	△ 0.19	△ 0.13	-	-	0.40	△ 1.00 ※2 (0.90)	△ 1.60 ※2 (0.21)	0.20
国	-	0.35	-	△ 0.22	△ 0.19	△ 0.23	-	-	0.27	0.36	0.17	0.15
千葉県	-	0.11	-	△ 0.19	△ 0.19	△ 0.27	-	0.09	0.30	0.30	0.20	0.20

(一般職) △0.37% → △0.37% → △0.37% → △0.37% → △0.37% 1.31%

(特別職) 市長、副市長等: △0.37% 市長、副市長等: 未改定

(注) ※1は勧告と改定率が異なる。()は勧告率。平成4年以降は千葉市人事委員会の勧告が行われている。

※2は、給与制度の総合的見直しに伴う、地域手当の引上げがなかったと仮定した場合の改定率

特別職と一般職の最高給与者との給与比較

(単位:円)

区分	給与(現行額)			
	給料(A)	管理職手当(B)	地域手当(C) [(A)+(B)]×15%	合計 (A)+(B)+(C)
特別職	市長	1,300,000		1,300,000
	副市長	1,040,000		1,040,000
一般職	カット前	1,050,000		1,050,000
	カット後	945,000		945,000
一般職	カット前	515,700	128,900	741,290
	カット後	489,915	128,900	715,505

※ 特別職のカット率は、市長△20%、副市長△10%。一般職(A局長)の給料のカット率は5%

政令指定都市における特別職の報酬等（カットなし）

（単位：円、％）

	市長						副市長					
	給料			地域手当			給料			地域手当		
	月額	順位	適用年月日	支給割合	月額	順位	月額	順位	適用年月日	支給割合	月額	順位
札幌市	1,280,000	10	H4.12.1	3	38,400	11	1,318,400	9	H4.12.1	3	30,900	12
仙台市	1,310,000	6	H18.4.1	6	78,600	8	1,388,600	10	H18.4.1	6	61,200	11
さいたま市	1,210,000	14	H28.4.1	14	169,400	9	1,379,400	13	H28.4.1	14	133,140	9
千葉市	1,300,000	8	H27.7.1	0	0	13	1,300,000	6	H27.7.1	0	0	13
横浜市	1,599,000	2	H28.4.1	0	0	3	1,599,000	1	H28.4.1	0	0	1
川崎市	1,200,000	15	H29.4.1	16	192,000	7	1,392,000	14	H29.4.1	16	152,000	6
相模原市	1,142,000	20	H9.4.1	12	137,040	14	1,279,040	18	H9.4.1	12	112,200	14
新潟市	1,167,000	18	H28.4.1	0	0	20	1,167,000	16	H28.4.1	0	0	18
静岡市	1,250,000	12	H19.4.1	0	0	17	1,250,000	17	H15.4.1	0	0	19
浜松市	1,277,000	11	H19.4.1	0	0	15	1,277,000	19	H19.4.1	0	0	20
名古屋市	1,467,000	3	H19.4.1	15	220,050	1	1,687,050	3	H22.4.1	15	165,000	2
京都市	1,390,000	5	H8.7.1	10	139,000	5	1,529,000	3	H8.7.1	10	110,000	4
大阪市	1,669,000	1	H27.12.19	0	0	2	1,669,000	5	H27.12.19	0	0	7
堺市	1,190,000	16	H9.4.1	10	119,000	12	1,309,000	11	H9.4.1	10	99,000	8
神戸市	1,410,000	4	H4.5.1	12	169,200	4	1,579,200	2	H4.5.1	12	133,200	3
岡山市	1,160,000	19	H21.8.1	3	34,800	18	1,194,800	20	H21.8.1	3	27,600	16
広島市	1,310,000	6	H8.1.1	3	39,300	10	1,349,300	6	H8.1.1	3	31,500	10
北九州市	1,230,000	13	H26.11.1	3	36,900	16	1,266,900	12	H26.11.1	3	29,400	15
福岡市	1,300,000	8	H21.4.1	10	130,000	6	1,430,000	8	H21.4.1	10	104,000	5
熊本市	1,186,000	17	H27.4.1	0	0	19	1,186,000	15	H27.4.1	0	0	17

政令指定都市における特別職の報酬等（カットあり）

（単位：円、％）

	市長												
	給料						地域手当						地域手当加算後
	月額	順位	適用年月日	カット率	カット後の給料	順位	支給割合	カット率	カット後の地域手当	月額	順位		
札幌市	1,280,000	10	H4.12.1	0	1,280,000	3	3	0	38,400	1,318,400	5		
仙台市	1,310,000	6	H18.4.1	7	1,218,300	8	6	50	39,300	1,257,600	11		
さいたま市	1,210,000	14	H28.4.1	0	1,210,000	9	14	0	169,400	1,379,400	4		
千葉市	1,300,000	8	H27.7.1	20	1,040,000	17	0	0	0	1,040,000	18		
横浜市	1,599,000	2	H28.4.1	0	1,599,000	1	0	0	0	1,599,000	1		
川崎市	1,200,000	15	H29.4.1	0	1,200,000	10	16	0	192,000	1,392,000	3		
相模原市	1,142,000	20	H9.4.1	0	1,142,000	13	12	0	137,040	1,279,040	7		
新潟市	1,167,000	18	H28.4.1	5	1,108,650	16	0	0	0	1,108,650	16		
静岡市	1,250,000	12	H19.4.1	0	1,250,000	5	0	0	0	1,250,000	12		
浜松市	1,277,000	11	H19.4.1	0	1,277,000	4	0	0	0	1,277,000	8		
名古屋市	1,467,000	3	H19.4.1	定額	500,000	20	15	定額	0	500,000	20		
京都市	1,390,000	5	H8.7.1	20	1,112,000	15	10	20	111,200	1,223,200	13		
大阪市	1,669,000	1	H27.12.19	40	1,001,400	18	0	0	0	1,001,400	19		
堺市	1,190,000	16	H9.4.1	20	952,000	19	10	20	95,200	1,047,200	17		
神戸市	1,410,000	4	H4.5.1	20	1,128,000	14	12	20	135,360	1,263,360	10		
岡山市	1,160,000	19	H21.8.1	0	1,160,000	12	3	0	34,800	1,194,800	14		
広島市	1,310,000	6	H8.1.1	5	1,244,500	6	3	0	39,300	1,283,800	6		
北九州市	1,230,000	13	H26.11.1	0	1,230,000	7	3	0	36,900	1,266,900	9		
福岡市	1,300,000	8	H21.4.1	0	1,300,000	2	10	0	130,000	1,430,000	2		
熊本市	1,186,000	17	H27.4.1	0	1,186,000	11	0	0	0	1,186,000	15		

政令指定都市における特別職の報酬等（カットあり）

（単位：円、％）

	副市長										
	給料						地域手当				
	月額	順位	適用年月日	カット率	カット後の給料	順位	支給割合	カット率	カット後の地域手当	月額	順位
札幌市	1,030,000	9	H4.12.1	0	1,030,000	3	3	0	30,900	1,060,900	7
仙台市	1,020,000	10	H18.4.1	5	969,000	6	6	50	30,600	999,600	12
さいたま市	951,000	13	H28.4.1	0	951,000	8	14	0	133,140	1,084,140	5
千葉市	1,050,000	6	H27.7.1	10	945,000	11	0	0	0	945,000	15
横浜市	1,285,000	1	H28.4.1	0	1,285,000	1	0	0	0	1,285,000	1
川崎市	950,000	14	H29.4.1	0	950,000	9	16	0	152,000	1,102,000	4
相模原市	935,000	18	H9.4.1	0	935,000	16	12	0	112,200	1,047,200	9
新潟市	942,000	16	H28.4.1	5	894,900	19	0	0	0	894,900	20
静岡市	940,000	17	H15.4.1	0	940,000	15	0	0	0	940,000	18
浜松市	928,000	19	H19.4.1	0	928,000	17	0	0	0	928,000	19
名古屋市	1,100,000	3	H22.4.1	13.9	946,800	10	15	0	157,800	1,104,600	3
京都市	1,100,000	3	H8.7.1	12	968,000	7	10	12	96,800	1,064,800	6
大阪市	1,096,000	5	H27.12.19	14	942,560	14	0	0	0	942,560	17
堺市	990,000	11	H9.4.1	10	891,000	20	10	10	89,100	980,100	13
神戸市	1,110,000	2	H4.5.1	15	943,500	13	12	15	113,220	1,056,720	8
岡山市	920,000	20	H21.8.1	0	920,000	18	3	0	27,600	947,600	14
広島市	1,050,000	6	H8.1.1	5	997,500	4	3	0	31,500	1,029,000	10
北九州市	980,000	12	H26.11.1	0	980,000	5	3	0	29,400	1,009,400	11
福岡市	1,040,000	8	H21.4.1	0	1,040,000	2	10	0	104,000	1,144,000	2
熊本市	944,000	15	H27.4.1	0	944,000	12	0	0	0	944,000	16

政令指定都市における特別職の退職手当（カットなし・あり）

（単位：円、％）

	市長					副市長						
	支給率	本則額	順位	カット率	カット後の退職手当	順位	支給率	本則額	順位	カット率	カット後の退職手当	順位
札幌市	0.49	30,105,600	12	0	30,105,600	8	0.39	19,281,600	8	0	19,281,600	6
仙台市	0.60	37,728,000	4	7	35,087,040	4	0.40	19,584,000	7	5	18,604,800	8
さいたま市	0.50	29,040,000	14	0	29,040,000	9	0.33	15,063,840	15	0	15,063,840	13
千葉市	0.53	33,072,000	7	50	16,536,000	15	0.36	18,144,000	10	10	16,329,600	10
横浜市	0.464	35,612,928	5	0	35,612,928	2	0.357	22,019,760	4	0	22,019,760	3
川崎市	0.54	31,104,000	9	不支給	0	17	0.39	17,784,000	11	0	17,784,000	9
相模原市	0.40	21,926,400	18	0	21,926,400	13	0.30	13,464,000	16	0	13,464,000	14
新潟市	0.53	29,688,480	13	50	14,844,240	16	0.35	15,825,600	14	0	15,825,600	12
静岡市	0.40	24,000,000	17	0	24,000,000	12	0.25	11,280,000	19	0	11,280,000	17
浜松市	定額	20,000,000	19	0	20,000,000	14	定額	10,000,000	20	0	10,000,000	18
名古屋市	0.60	42,249,600	1	不支給	0	17	0.45	23,760,000	2	4.4	22,723,200	2
京都市	0.53	35,361,600	6	0	35,361,600	3	0.41	21,648,000	5	0	21,648,000	4
大阪市	廃止	0	20	廃止	0	17	0.38	19,991,040	6	50	9,995,520	19
堺市	0.50	28,560,000	15	不支給	0	17	0.36	17,107,200	12	不支給	0	20
神戸市	0.62	41,961,600	2	40	25,176,960	11	0.50	26,640,000	1	20	21,312,000	5
岡山市	0.55	30,624,000	10	0	30,624,000	6	0.30	13,248,000	17	0	13,248,000	15
広島市	0.65	40,872,000	3	0	40,872,000	1	0.47	23,688,000	3	0	23,688,000	1
北九州市	0.45	26,568,000	16	0	26,568,000	10	0.34	15,993,600	13	0	15,993,600	11
福岡市	0.50	31,200,000	8	0	31,200,000	5	0.38	18,969,600	9	0	18,969,600	7
熊本市	0.53	30,171,840	11	0	30,171,840	7	0.25	11,328,000	18	0	11,328,000	16

千葉県及び県内主要市における特別職の報酬等（カットなし）

(単位：円、%)

	知事・市長				副知事・副市長			
	給料		地域手当		給料		地域手当	
	月額	支給割合	月額	地域手当加算後 月額	月額	支給割合	月額	地域手当加算後 月額
千葉県	1,390,000	9.2	127,880	1,517,880	1,110,000	9.2	102,120	1,212,120
市川市	1,016,000	10	101,600	1,117,600	837,000	10	83,700	920,700
船橋市	1,076,000	12	129,120	1,205,120	818,000	12	98,160	916,160
松戸市	1,050,000	10	105,000	1,155,000	860,000	10	86,000	946,000
習志野市	950,000	0	0	950,000	810,000	0	0	810,000
柏市	961,000	6	57,660	1,018,660	790,000	6	47,400	837,400
市原市	998,000	10	99,800	1,097,800	821,000	10	82,100	903,100
八千代市	946,000	8	75,680	1,021,680	804,000	8	64,320	868,320

※ 柏市は平成30年4月1日の額である。

経済状況の推移

消費者物価指数

	平成27年 (基準年)	平成28年
全国	100.0	99.9
千葉市	100.0	100.1

財政状況等

(1) 政令指定都市の平成28年度普通会計決算額

	住民基本台帳人口		平成28年度普通会計決算(単位:百万円)				
	(H29.3.31)		歳出決算額(A)		人件費(B)		(B)/(A)
札幌市	4	1,946,407	4	911,331	6	92,193	10.1%
仙台市	11	1,053,717	11	474,312	11	66,709	14.1%
新潟市	16	796,269	15	354,179	14	50,904	14.4%
さいたま市	9	1,284,937	12	452,231	10	74,194	16.4%
千葉市	12	966,154	13	400,622	13	53,903	13.5%
川崎市	7	1,478,187	8	606,992	7	91,452	15.1%
横浜市	1	3,737,338	2	1,541,515	1	199,215	12.9%
相模原市	18	716,603	20	250,133	20	42,735	17.1%
静岡市	20	707,173	19	277,023	17	47,511	17.2%
浜松市	15	806,407	17	295,026	19	43,255	14.7%
名古屋市	3	2,306,083	3	1,059,913	3	161,429	15.2%
京都市	8	1,373,239	7	697,003	5	110,351	15.8%
大阪市	2	2,692,747	1	1,572,848	2	196,519	12.5%
堺市	14	842,545	16	349,889	16	47,972	13.7%
神戸市	5	1,533,290	6	743,997	4	115,160	15.5%
岡山市	19	707,625	18	278,931	18	45,384	16.3%
広島市	10	1,193,051	9	572,855	8	83,455	14.6%
北九州市	13	961,335	10	515,520	12	64,366	12.5%
福岡市	6	1,516,224	5	793,769	9	75,417	9.5%
熊本市	17	738,330	14	364,822	15	50,189	13.8%

※各欄左の斜字は順位

(2) 一般会計決算額の推移

区分	26年度	27年度	28年度
	決算額	決算額	決算額
歳出	100.0	102.3	106.0
(百万円)	376,094	384,805	398,563
市税収入	100.0	100.3	101.0
(百万円)	174,983	175,535	176,693

給与制度の総合的見直しについて

1 国家公務員

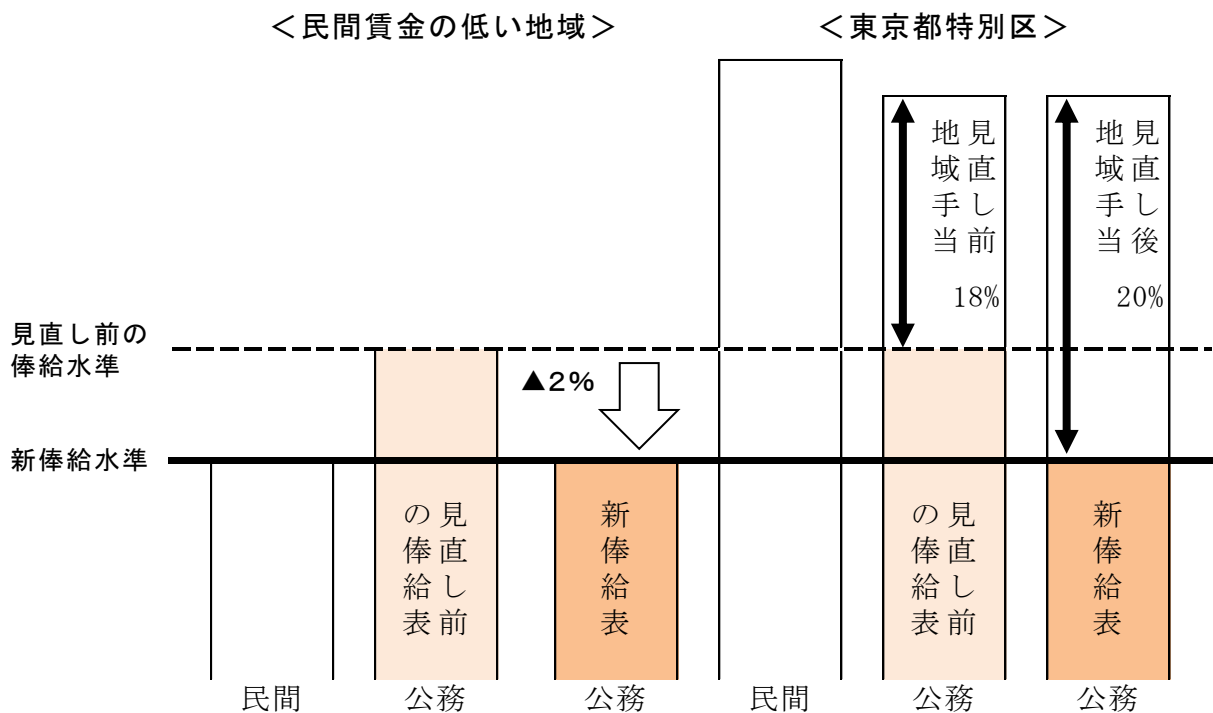
(1) 一般職の国家公務員の給与の動向

近年、特に民間賃金の低い地域を中心に、公務員給与が高いのではないか等の指摘が依然として見られること、国家公務員において職員構成の高年齢化が顕著となってきたことともに50歳台後半層の官民の給与差が生じていること等の課題が生じていたことから、それらの課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しが行われた。（平成27年4月実施）

<給与制度の総合的見直しの概要>

①地域間の給与配分の見直し

民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、俸給表の水準を平均で2%引き下げる一方で、地域手当の支給割合を見直す。



●俸給表の見直し

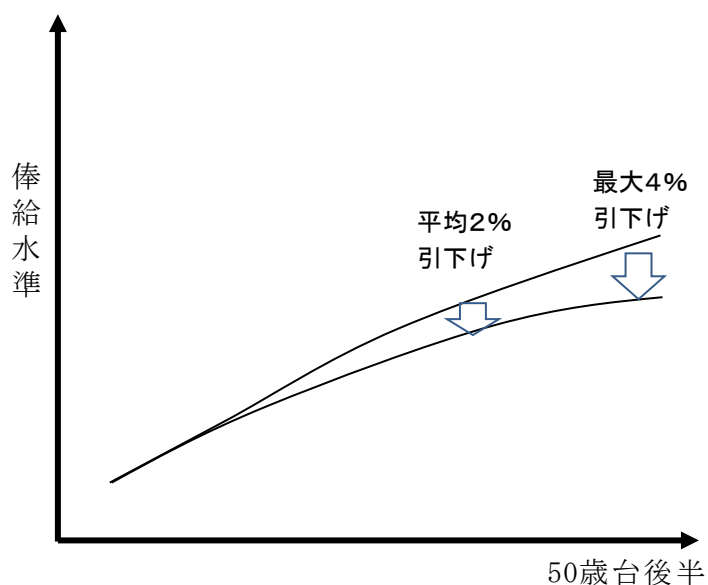
民間賃金水準の低い12県を1つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差(2.18%)を踏まえ、俸給水準を平均2%引下げ

●地域手当の支給割合の見直し

俸給水準の引下げ(平均2%)に合わせ、地域手当の支給割合の見直し
(見直し前) 0%[非支給地]~18%[特別区]
(見直し後) 0%[非支給地]~20%[特別区]
※ 支給割合の見直しは平成28年4月に段階的に完成

②世代間の給与配分の見直し

俸給表の引下げに際し、公務員給与が民間給与を上回っている50歳台後半層の職員が多く在職する号俸を最大4%引き下げる。



(2) 特別職の国家公務員の給与の動向（俸給月額等）

内閣総理大臣等特別職の国家公務員の給与の改定については、これまでと同様、一般職の改定の趣旨に沿って行うこととし、給与制度の総合的見直しに伴い一般職の俸給が引き下げられたことから、一般職の最も高位の俸給表である指定職俸給表（事務次官、警視總監、各省庁局長等に適用される俸給表）と同程度の引下げ（△2.0%）を実施した。

2 本市職員

平成26年12月の千葉市人事委員会勧告において給与制度の総合的見直しが勧告されたことから、平成27年度より以下の内容で実施している。

●給与制度の総合的見直しの実施に関する人事委員会勧告の考え方

- ・ 地方公務員法が定める「均衡の原則」において民間給与とともに国家公務員給与も考慮事項の一つ
- ・ 本市でも国家公務員給与と共通の課題を抱えていること
- ・ 地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会（※）の中間整理で示された「基本的方向性」以上を踏まえると、基本的には国に準じて、給与制度の総合的見直しを実施することが適当と判断
（※）総務省の有識者会議。中間整理は平成26年8月に行われた。

○給料の見直し（平成27年度）

2%の引下げを基本に、次のとおり改定することで世代間給与配分を適正化

①初任給に係る号給は、人材確保への影響等を考慮して引下げなし

②50歳台後半層の職員が多く在職する高位号給は、最大で4%程度の引下げ

（給料表の平均改定率は△2.4%）

○地域手当の見直し（平成27～28年度）

国の地域手当の見直しに準じて、支給割合を段階的に引上げ（10%→15%）

<支給割合の段階的引上げ>

①平成26年12月人事委員会勧告に基づき、平成27年4月から11%

②平成27年人事委員会勧告に基づき、平成27年4月に遡及して13%

③平成27年人事委員会勧告に基づき、平成28年4月から15%

2-③ 地域手当の支給地域一覧

見直し後 現行	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%
18%	特別区						
15%	町田市、 大阪市						
12%	横浜市、 川崎市、 豊田市	さいたま市、 八王子市、 名古屋市、 高槻市、西宮市	船橋市、 吹田市				
10%		千葉市	相模原市、 藤沢市、 豊中市、 神戸市	水戸市、市川市、 松戸市、横須賀市、 大津市、京都市、 堺市、枚方市、 東大阪市、尼崎市、 奈良市、広島市、 福岡市			
6%					四日市市	仙台市、宇都宮市、 川崎市、川口市、 所沢市、越谷市、 柏市、甲府市、 静岡市、津市	
3%						高崎市、岐阜市、 岡崎市、春日井市、 和歌山市、高松市	札幌市、前橋市、 富山市、金沢市、 福井市、長野市、 浜松市、豊橋市、 一宮市、姫路市、 岡山市、北九州市、 長崎市
非支給地							新潟市、徳島市

(都道府県庁所在地又は人口30万人以上の市)

[出典]平成26年人事院勧告(資料抜粋)

別表第6 地域手当の支給地域及び支給割合

級地 (支給割合)	都道府県	支給地域	級地 (支給割合)	都道府県	支給地域
1級地 (20%)	東京都	特別区	6級地 (6%)	千葉県	野田市 茂原市 東金市 柏市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町
2級地 (16%)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都	取手市 つくば市 和光市 袖ヶ浦市 印西市 武蔵野市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市 横濱市 川崎市 厚木市 刈谷市 豊田市 大阪府 守口市	神奈川県 滋賀県 京都府 大阪府	神奈川県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府	三浦郡葉山町 中郡二宮町 磐田市 磐田郡御殿場市 瀬戸市 春日井市 豊川市 津島市 碧南市 安城市 江南市 田原市 弥富市 西春日井郡豊山町 大山市 桑名市 亀山市 津市 守山市 甲賀市 宇治市 亀岡市 向日市 木津川市 岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市 泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町
3級地 (15%)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都	守谷市 さいたま市 志木市 埼玉県 成田市 八王子市 青梅市 府中市 東村山市 国立市 福生市 稲城市 西東京市	兵庫県 奈良県 香川県 福岡県	兵庫県 奈良県 香川県 福岡県	明石市 赤穂市 大和高田市 橿原市 香芝市 北葛城郡王寺町 和歌山市 橋本町 高松市 太宰府市 糟屋郡新宮町 糟屋郡糟屋町
4級地 (12%)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	牛久市 東松山市 朝霞市 船橋市 浦安市 立川市 相模原市 藤沢市 鈴鹿市 京都市 吹田市 寝屋川市 箕面市 羽曳野市 神戸市 天理市	北海道 宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 和歌山県 山口県 徳島県 香川県 長崎県	札幌市 名取市 笠岡市 筑西市 鹿沼市 小山市 真岡市 前橋市 太田市 渋川市 熊谷市 木更津市 君津市 八街市 武蔵村山市 新潟市 富山県 金沢市 福井市 南アルプス市 長野市 諏訪市 伊那市 長野市 美濃加茂市 各務原市 浜松市 三島市 富士宮市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 豊橋市 一宮市 常滑市 小牧市 海部郡飛島村 伊賀市 東近江市 姫路市 加古川市 三木市 宇陀市 岡山市 桜井市 三原市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町 周南市 鳴門市 阿南市 徳島市 北九州市 福岡県 筑紫野市 糟屋郡宇美町 長崎市	
5級地 (10%)	宮城県 茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 福岡県	多賀城市 日立市 土浦市 龍ヶ崎市 水戸市 坂戸市 川崎市 佐倉市 市原市 富津市 三鷹市 あきる野市 横須賀市 平塚市 小田原市 大和市 西尾市 知多市 みよし市 四日市市 大津市 草津市 栗東市 京都市 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 柏原市 東大阪市 交野市 尼崎市 伊丹市 三田市 奈良市 大和郡山田市 広島市 福岡市 春日市 福津市	宮城県 茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 山口県 徳島県 香川県 長崎県	7級地 (3%)	礼幌市 名取市 笠岡市 筑西市 鹿沼市 小山市 真岡市 前橋市 太田市 渋川市 熊谷市 木更津市 君津市 八街市 武蔵村山市 新潟市 富山県 金沢市 福井市 南アルプス市 長野市 諏訪市 伊那市 長野市 美濃加茂市 各務原市 浜松市 三島市 富士宮市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 豊橋市 一宮市 常滑市 小牧市 海部郡飛島村 伊賀市 東近江市 姫路市 加古川市 三木市 宇陀市 岡山市 桜井市 三原市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町 周南市 鳴門市 阿南市 徳島市 北九州市 福岡県 筑紫野市 糟屋郡宇美町 長崎市
6級地 (6%)	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都	仙台市 河内市 ひたちなか市 神栖市 宇都宮市 大田原市 下野市 高崎市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 羽生市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 久喜市 三郷市 比企郡滑川町 比企郡鳩山町 北葛城郡杉戸町	千葉県 神奈川県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 山口県 徳島県 香川県 長崎県	千葉県 神奈川県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 山口県 徳島県 香川県 長崎県	野田市 茂原市 東金市 柏市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町 三浦市 甲府市 塩尻市 岐阜市 静岡市 磐田市 磐田郡御殿場市 瀬戸市 春日井市 豊川市 津島市 碧南市 安城市 江南市 田原市 弥富市 西春日井郡豊山町 大山市 桑名市 亀山市 津市 守山市 甲賀市 宇治市 亀岡市 向日市 木津川市 岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市 泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町 明石市 赤穂市 大和高田市 橿原市 香芝市 北葛城郡王寺町 和歌山市 橋本町 高松市 太宰府市 糟屋郡新宮町 糟屋郡糟屋町

(注) 本表は平成26年4月1日現在の地域を表示しており、実際の指定は施行日(平成27年4月1日予定)現在の地域による。

○ 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（抄）

別表第1

区分	給料月額	報酬額
市長	1,300,000円	
副市長	1,050,000円	
常勤の監査委員	740,000円	
病院事業管理者	990,000円	
教育長	770,000円	
教育委員会の委員		日額 27,000円
市選挙管理委員会の委員長		日額 32,000円
市選挙管理委員会の委員		日額 27,000円
区選挙管理委員会の委員長		日額 24,000円
区選挙管理委員会の委員		日額 20,000円
人事委員会の委員長		日額 32,000円
人事委員会の委員		日額 27,000円
議会議員のうちから選任された監査委員		月額 67,000円
識見を有する者の中から選任された非常勤の監査委員		月額 258,000円
農業委員会の会長		月額 67,000円
農業委員会の会長職務代理者		月額 60,000円
農業委員会の委員		月額 53,000円
農地利用最適化推進委員		月額 40,000円
固定資産評価審査委員会の委員		日額 19,000円
固定資産評価員		月額 235,000円

行政職給料表（抜粋）

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,000	163,900	212,400	248,400	279,600	320,000	372,800	419,800
	2	137,500	165,600	214,100	249,800	281,600	322,600	376,200	422,800
	3	138,000	167,400	215,800	251,300	284,000	325,100	379,500	425,900
	4	138,500	169,200	217,500	253,000	286,100	327,600	383,000	429,100
	5	139,000	170,900	219,200	254,500	288,300	329,800	386,300	431,700
	6	139,800	172,700	221,000	256,300	290,800	332,200	389,600	435,000
	7	140,600	174,500	222,800	258,000	293,100	334,700	392,900	438,000
	8	141,400	176,200	224,500	259,700	295,600	337,300	396,300	441,000
	9	142,000	178,000	226,000	261,400	297,900	339,400	399,300	443,900
	10	142,700	180,000	227,800	263,500	300,400	342,000	402,600	446,900
	11	143,500	182,000	229,500	265,600	302,800	344,500	405,800	450,100
	12	144,300	184,000	231,300	267,800	305,300	347,100	409,100	453,300
	13	144,800	185,600	232,800	269,600	307,400	349,400	412,200	455,900
	14	146,100	187,200	234,400	271,600	309,900	351,800	415,400	458,900
	15	147,400	188,900	236,000	273,700	312,300	354,500	418,600	461,900
	16	148,600	190,500	237,800	275,700	314,700	357,000	421,500	464,900
	17	149,900	192,000	239,400	277,600	317,000	359,200	424,600	467,800
	18	151,400	193,500	241,000	279,900	319,300	361,500	427,700	470,600
	19	152,900	195,000	242,400	282,000	321,700	364,100	430,800	473,200
	20	154,300	196,500	243,900	284,200	323,900	366,500	434,000	475,900
	21	155,500	197,800	245,300	286,200	326,100	368,900	437,000	478,500
	22	157,000	199,300	246,900	288,600	328,300	371,300	439,800	480,600
	23	158,500	200,800	248,700	290,800	330,600	373,800	442,600	482,500
	24	159,900	202,200	250,600	293,000	332,800	376,300	445,400	484,400
	25	161,200	203,500	251,900	295,200	334,900	378,500	448,000	486,400
	26	163,700	205,100	253,700	297,600	337,500	380,800	450,800	487,900
	27	166,100	206,700	255,400	299,900	340,100	383,100	453,500	489,200
	28	168,600	208,200	257,100	302,300	342,700	385,300	456,200	490,500
	29	170,700	209,500	258,500	304,300	344,700	387,400	458,900	491,900
	30	172,500	211,000	260,200	306,800	347,300	389,500	461,600	492,800
	31	174,300	212,500	262,000	309,000	349,900	391,700	464,100	493,700
	32	176,000	214,000	263,900	311,500	352,400	393,700	466,600	494,500
	33	177,700	215,300	265,400	313,200	354,800	395,700	469,200	495,400
	34	179,600	216,800	267,400	315,700	357,100	397,600	471,200	496,400
	35	181,500	218,200	269,200	317,900	359,600	399,500	473,100	497,300
	36	183,400	219,600	271,000	320,400	362,200	401,500	475,100	498,200
	37	184,900	220,900	272,500	322,500	364,600	403,200	477,000	499,000
	38	186,300	222,600	274,300	324,900	366,500	404,500	478,800	500,000
	39	187,600	224,300	276,000	327,100	368,600	406,000	480,600	501,100
	40	189,000	226,000	277,800	329,500	370,500	407,400	482,300	502,200
	41	190,300	227,700	279,400	331,400	372,100	408,700	483,900	503,200
	42	191,600	229,200	281,500	333,500	373,900	410,000	485,000	504,100
	43	192,900	230,600	283,500	335,500	375,800	411,300	486,100	505,100
	44	194,200	232,000	285,400	337,400	377,500	412,400	487,100	506,000